一般社団法人 日本技術技能教育協会 定款

第1章総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法日本技術技能教育協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区代々木一丁目30番7号に置く。

(目的及び事業)

- 第3条 当法人は、着物の着付教室及び各種文化教室を通じて、人材育成を行い各種文化 の発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とし、その目的に資するため 下記の事業を行う。
 - (1) 着物の着付に関する普及、啓発、認定、検定等に関する事業
 - (2) 各種文化教室の企画、開催、運営等に関する事業
 - (3) 各種文化教室に関する教材、書籍、出版物等の企画、制作、発行、出版、販売等 に関する事業
 - (4) 各種教育・教養講座の企画・立案に関する事業
 - (5) 前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法 により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章 社員

(入会)

- 第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。
 - 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得る ものとする。

(経費等の負担)

- 第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
 - 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という) 第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
 - 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の

過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって 行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは 当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議 長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章役員

(役員)

- 第17条 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 2名以上10名以内
 - (2) 監事 1名
 - 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

- 第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

- 第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事 の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
 - 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告 を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業 務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、 監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の 2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける 財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに 代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これ を変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第26条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号については定時社員総会に 報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなけ ればならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 第1項各号の書類及び監査報告については、定時社員総会の日の1週間前の 日から5年間、主たる事務所に備え置く。

(剰余金の分配)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

平成30年 8月7日制定・施行平成30年10月1日一部改定